

沖縄県規則第54号

沖縄県手話施策推進協議会規則をここに公布する。

平成28年5月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県手話施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県手話言語条例（平成28年沖縄県条例第19号）第8条第6項の規定に基づき、沖縄県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。